

平良港口ローカルルール

漁業者、ダイビング業者、マリンアクティビティ業者、釣り人、市民等から、海上の法律（海上衝突予防法・港則法）を守らず走行している船やマリンジェットに対し、危険だという苦情と対策を求める声が多く上がったため、（令和8年4月1日より）図面のとおりローカルルールを定めます。

海上を移動する全ての移動体（動力・非動力を問わず）において

■ エリア内は時速15km（8ノット）以下で通過すること

■ エリア内は時速8km（4.3ノット）以下で通過すること

■ エリア内のブイの内側は水上オートバイ等乗り入れ禁止

● 乗り入れ 20万円以下の罰金

● 危険行為 6ヶ月以下の懲役 または 50万円以下の罰金（宮古島市水上オートバイ等の安全な利用促進に関する条例）



安全な海面利用のため、皆様ご協力のほどよろしくお願いいたします。

【出典：地理院地図 Vector を加工して作成】

宮古島市役所 建設部 港湾課

0980-72-4876

